

第60期報告書

[第60回定時株主総会招集ご通知添付書類]

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

 光世証券株式会社

会 社 の 概 要

社 名	光世証券株式会社
本店所在地	大阪市中央区北浜二丁目1番10号
U R L	https://www.kosei.co.jp/
設立年月日	1961年4月21日
資本金	120億円
店 舗	
本店	〒541-0041 大阪市中央区北浜二丁目1番10号 06(6209)0821(代)
東京店	〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町9番9号 03(3667)7721(代)
従業員数	42名（2020年3月31日現在）

目 次

ごあいさつ	
第60期事業報告	1
貸借対照表	10
損益計算書	11
株主資本等変動計算書	12
会計監査人の監査報告書謄本	13
監査役会の監査報告書謄本	15

株主の皆様には、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社第60期の報告書をお届けするにあたり、一言ご挨拶申し上げます。

当期の国内株式市場は、米中問題を巡る関係の落ち着きなどを背景に年末にかけて緩やかな上昇となりましたが、年が明けてから、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大、それに伴う景気減速懸念、円高ドル安の進行などから、歴史的な急落相場となりました。

このような市場環境の中で、個別株オプションなど取引所上場のデリバティブを利用した取引手法を、JPXとの共催セミナーなど各種セミナーを通じて紹介する活動を行う一方、つみたてNISA等による資産形成の提案など、個々の顧客ニーズに合わせた提案型営業を地道に継続してまいりましたが、顧客の投資マインドがリスク回避傾向に留まったこともあり、株式を中心に取引が伸び悩みました。また、株式市場の急落は、自己保有の投資有価証券の評価額へも影響いたしました。

その結果、営業収益は6億38百万円、経常損失は1億68百万円、当期純損失は1億69百万円となりました。なお、当期末の株主様の皆様への配当につきましては、1株につき7円といたしたく存じます。

今後とも、良質な金融サービスの提供を通じてお客様、そして広く社会から信頼される会社たるべく努力してまいります所存です。株主の皆様におかれましては、これまでと変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2020年6月

取締役社長



呉 大介

第60期 事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 事業の経過およびその成果

当期の国内株式市場は、前半は、米中間の貿易摩擦や英国の欧州連合離脱問題、また日韓関係の悪化懸念など不透明な外部環境のなか、国内景気や企業収益の見通しなどに対する強気・弱気の投資家心理が交錯して、株価は上値の重い不安定な動きになりました。後半、米中問題を巡る関係の落ち着きなどから市場にやや安心感が戻り、緩やかな上昇が年末まで続きましたが、年が明けてから、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大、それに伴う景気減速懸念、円高ドル安の進行などを背景に、株式市場は歴史的な暴落相場となりました。

この期間の日経平均株価は、当初、2万円と2万2千円の間を上下した動きのあと1年2か月ぶりの高値となる2万4千円台まで上昇しましたが、一転して急落、1万6千円台まで大幅な下落となりました。

このような市場環境のなかで、対顧客営業面では、個別株オプションなど取引所上場のデリバティブを利用した取引手法を、JPXとの共催セミナーなど各種セミナーを通じて紹介する活動を行う一方、つみたてNISA等による資産形成の提案など、個々の顧客ニーズに合わせた提案型営業を地道に継続いたしました。しかしながら、顧客の投資マインドがリスク回避傾向に留まったこともあり、その結果、当期の受入手数料は1億51百万円（前期比93.7%）となりました。

自己売買部門では、リスク管理を徹底した取引を行い通常のディーリング損益は好調なものとなりましたが、一方で、株式市場の急落により保有有価証券の評価損を計上したことから、当期のトレーディング損益は前期に比べて減少、2億64百万円（同82.6%）となりました。

また、金融収益は1億35百万円（同179.5%）、販売費・一般管理費は9億47百万円（同94.6%）となりました。

主な収益と費用の内訳は、以下のとおりです。

[受入手数料]

当期の受入手数料は、1億51百万円（前期比93.7%）となりました。

(イ) 委託手数料

当社の株式委託売買高は、金額で264億70百万円（前期比110.3%）、株数で49百万株（同162.7%）となり、株券委託手数料は1億22百万円（同93.0%）となりました。また、債券委託手数料は1百万円（同148.0%）となりました。

(ロ) その他の受入手数料

その他の受入手数料は14百万円（同91.5%）となりました。

[トレーディング損益]

当期のトレーディング損益は2億64百万円の利益（前期比82.6%）となりました。このうち株券等トレーディング損益については2億63百万円の利益（同83.1%）、債券等・その他のトレーディング損益は1百万円の利益（同46.3%）となりました。

[金 融 収 支]

金融収益は1億35百万円（前期比179.5%）となりました。また、金融費用は11百万円（同118.3%）となり、金融収支は1億24百万円（同188.2%）となりました。

[販売費・一般管理費]

販売費・一般管理費は9億47百万円（前期比94.6%）となりました。

[特 別 損 益]

当期の特別損益の合計は、2百万円の利益となりました。これは固定資産売却益等によるものであります。

[損 益 状 況]

以上ご報告申しあげました営業活動の結果、営業収益は6億38百万円（前期比99.8%）、経常損失は1億68百万円（前期経常損失2億5百万円）、当期純損失は1億69百万円（前期純損失1億49百万円）となりました。

[自己資本規制比率]

当期の自己資本規制比率は、1,289.5%であります。

商品別の受入手数料の内訳は、次のとおりであります。

受入手数料の内訳

(単位：百万円、％)

	第 59 期		第 60 期	
	(2018. 4. 1～2019. 3. 31)	構成比	(2019. 4. 1～2020. 3. 31)	構成比
株 式	135	83. 7	125	83. 1
債 券	1	0. 7	1	1. 1
受 益 証 券	24	15. 3	23	15. 6
そ の 他	0	0. 3	0	0. 2
合 計	161	100. 0	151	100. 0

(2) 設備投資の状況

記載すべき重要な事項はありません。

(3) 資金調達の状況

記載すべき重要な事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、既存の大手証券やネット専門証券会社にはない「手作りの対面営業」を目指しており、お客様一人ひとりのニーズに応えるため、人材の確保と育成、弁護士・税理士などの専門家とのタイアップ等、オーダーメイドな提案ができる営業体制の充実を図ってまいります。

また、国債先物を含むデリバティブ取引を中心に、従前までの「対面営業」に加え「インターネット取引」の利便性を取り入れて両者を融合し、相乗効果を生み出すサービスを拡充させることを目指しています。これによって顧客の取引手法を拡大していくことは証券会社の使命の一つであり、デリバティブの有効性を顧客に理解いただくよう努め、過度のリスクを取ることがないよう具体的な投資方法等を提案していくことが、今後の課題となっております。

(5) 財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第57期 (自2016. 4. 1 至2017. 3. 31)	第58期 (自2017. 4. 1 至2018. 3. 31)	第59期 (自2018. 4. 1 至2019. 3. 31)	第60期 (自2019. 4. 1 至2020. 3. 31)
営 業 収 益	757	1,245	639	638
(うち受入手数料)	210	260	161	151
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)	△118	357	△205	△168
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)	△119	258	△149	△169
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△)	△12.72 ^円	27.45 ^円	△15.86 ^円	△17.90 ^円
総 資 産	20,317	20,897	20,026	20,964
純 資 産	16,871	16,878	16,758	16,388

(注) 2017年10月1日付で、普通株式10株につき1株の割合をもって株式併合を行っております。

第57期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し「1株当たり当期純利益又は当期純損失」を算定しております。

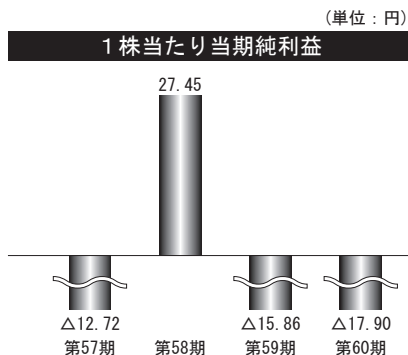
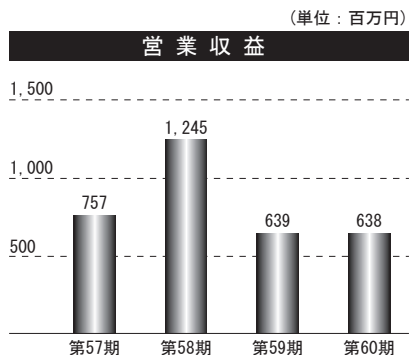
その他の指標等

(単位：百万円)

区 分	第57期 (自2016. 4. 1 至2017. 3. 31)	第58期 (自2017. 4. 1 至2018. 3. 31)	第59期 (自2018. 4. 1 至2019. 3. 31)	第60期 (自2019. 4. 1 至2020. 3. 31)
営 業 利 益 又 は 営 業 損 失 (△)	△218	273	△371	△319
1株当たり純資産	1,789.37 ^円	1,790.38 ^円	1,777.70 ^円	1,731.07 ^円

(注) 2017年10月1日付で、普通株式10株につき1株の割合をもって株式併合を行っております。

第57期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し「1株当たり純資産」を算定しております。



(6) 重要な親会社および子会社の状況

該当事項はありません。

当社の子会社である株式会社亀山社中は、主たる事業として経営、投資に関するコンサルティング事業等を営むことを目的としておりますが、現在は、実質的な事業活動はおこなっておりません。

(7) 主要な事業内容

①株式業務

株式業務は、株式について、流通市場における委託売買業務、自己売買業務および発行市場における引受・売出業務、募集・売出しの取扱業務から成り立っており、その主な内容は次のとおりであります。

(i) 委託売買業務

金融商品取引所において、顧客の注文に従って売買を執行する業務

(ii) 自己売買業務

当社が自己の計算において売買をおこなう業務

(iii) 引受・売出し業務

株式の募集または売出しにつき、売れ残りを引き取る条件で顧客に販売する業務

(iv) 募集・売出しの取扱業務

株式の募集または売出しにつき、顧客に販売する業務

②債券業務

債券業務は、国、地方公共団体、企業等の発行する債券について、流通市場における委託売買業務、自己売買業務および発行市場における引受業務、募集の取扱業務から成り立っております。

③投資信託業務

投資信託業務は、投資信託受益証券および外国投資信託証券の募集の取扱業務ならびに売買業務から成り立っております。

(8) 主要な営業所

名 称	所 在 地
本 店	大阪市中央区北浜二丁目 1 番10号
東 京 支 店	東京都中央区日本橋兜町 9 番 9 号

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
42名	△ 2 名	46歳 6 月	22年 4 月

(10) 主要な借入先の状況

(単位：百万円)

借 入 先	借入金の種類	借入金残高
日本証券金融株式会社	信用取引借入金	40

2. 株式に関する事項

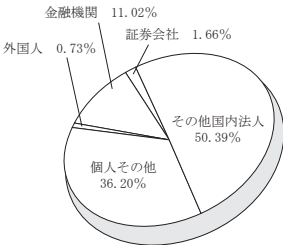
- (1) 発行可能株式総数 20,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 9,455,167株
(自己株式31,233株を除く)
- (3) 株主数 5,994名
- (4) 大株主

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
株式会社 巽 事 務 所	1,474	15.59
株式会社 巽 丸	1,149	12.16
株式会社 巽 也 蔵	1,074	11.37
株 式 会 社 哲 学 の 道 文 庫	922	9.75
日本トラスティ・サービス信託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口 4)	407	4.31
巽 大 介	245	2.60
振 角 典 子	232	2.45
日本マスタートラスト信託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	190	2.01
日本トラスティ・サービス信託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口 5)	94	1.00
日本トラスティ・サービス信託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	89	0.94

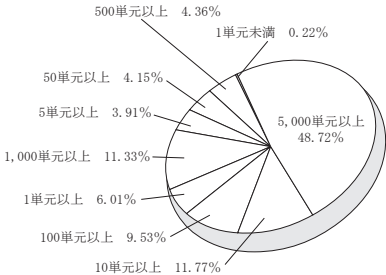
(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 株式の分布状況

所有者別構成比率



所有株数別構成比率



3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取 締 役 社 長 (代表取締役)	巽 大 介	
取 締 役	西 川 雅 博	C S統括担当
取 締 役	石 川 卓 也	システムソリューショングループ兼 ネット事業推進グループ兼管理部門管掌
取 締 役	山 本 將 晴	税理士
常 勤 監 査 役	小 河 伸 二	
監 査 役	児 玉 憲 夫	弁護士
監 査 役	村 形 聡	公認会計士・税理士 税理士法人ゼニックス・コンサルティング CEO 村形公認会計士事務所 代表

(注) 1. 取締役 山本将晴氏は社外取締役であります。同氏は、東京証券取引所の定めにもとづく独立役員であります。

2. 監査役 児玉憲夫および村形 聡の両氏は社外監査役であります。

3. 監査役 村形 聡氏は公認会計士、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 第59期定時株主総会終結の時をもって取締役 小河伸二氏は辞任し、同日をもって監査役に新たに選任され、就任いたしました。

5. 第59期定時株主総会終結の時をもって監査役 森 正行氏は辞任いたしました。

6. 当社は、業務執行の迅速性・効率性を高めるため、執行役員制度を導入しております。

2020年3月31日現在の執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
執 行 役 員	告 野 守	コンサルティンググループ担当
執 行 役 員	森 正 行	監査グループ兼内部統制監査室担当

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	5名 (1名)	92百万円 (2百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	7百万円 (2百万円)

(注) 1. 取締役支給額には、使用人兼務役員の使用人給与は含まれておりません。

2. 当社の取締役報酬限度額は、1986年12月19日開催の第26回定時株主総会において年額2億5,000万円以内、監査役報酬限度額は1994年6月29日開催の第34回定時株主総会において年額3,000万円以内と決議いただいております。
3. 上記支給額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金の繰入額17百万円（取締役17百万円、監査役0百万円）を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

①他の法人等の業務執行取締役等の重要な兼職状況等

氏 名	当社の職務	兼任の職務	法 人 名 等
村形 聡	監査役	C E O 代 表	税理士法人ゼニックス・コンサルティング 村形公認会計士事務所

上記の他の法人等と当社との間には、取引関係はありません。

②他の法人等の社外役員の重要な兼職状況等

該当事項はありません。

③当事業年度における主な活動状況

氏 名	当社の職務	主 な 活 動 状 況
山本將晴	取締役	当事業年度に開催した10回の取締役会のうちすべてに出席し、税務、会計など専門の見地から発言をしております。
児玉憲夫	監査役	当事業年度に開催した10回の取締役会のうちすべてに出席、また7回の監査役会のうちすべてに出席し、弁護士としての専門の見地から発言をしております。
村形 聡	監査役	当事業年度に開催した10回の取締役会のうち9回に出席、また7回の監査役会のうちすべてに出席し、税務、会計など専門の見地から発言をしております。

④責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役との間に、会社法第427条第1項の規定にもとづき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(注) 本事業報告の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨て、比率の表示未満は四捨五入して表示しております。

貸 借 対 照 表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	13,641	流 動 負 債	3,982
現 金 お よ び 預 金	7,157	トレーディング商品	470
預 託 金	3,434	商品有価証券等	365
トレーディング商品	1,416	デリバティブ取引	105
商品有価証券等	1,282	信用取引負債	77
デリバティブ取引	134	信用取引借入金	40
約 定 見 返 勘 定	66	信用取引貸証券受入金	36
信用取引資産	1,219	預 り 金	2,144
信用取引貸付金	347	受 入 保 証 金	1,152
信用取引借証券担保金	871	未 払 法 人 税 等	50
短 期 差 入 保 証 金	296	賞 与 引 当 金	13
そ の 他	50	そ の 他	73
固 定 資 産	7,323	固 定 負 債	590
有 形 固 定 資 産	4,130	繰 延 税 金 負 債	172
建 物	1,335	退 職 給 付 引 当 金	60
器 具 ・ 備 品	29	役員退職慰労引当金	353
土 地	2,766	そ の 他	4
無 形 固 定 資 産	27	特 別 法 上 の 準 備 金	2
ソ フ ト ウ ェ ア	26	金融商品取引責任準備金	2
そ の 他	1	負 債 合 計	4,575
投資その他の資産	3,164	純 資 産 の 部	
投資有価証券	2,748	科 目	金 額
関係会社株式	7	株 主 資 本	15,976
長 期 立 替 金	87	資 本 金	12,000
そ の 他	556	資 本 剰 余 金	4,106
貸 倒 引 当 金	△235	資 本 準 備 金	3,000
資 産 合 計	20,964	そ の 他 資 本 剰 余 金	1,106
		利 益 剰 余 金	△92
		そ の 他 利 益 剰 余 金	△92
		繰 越 利 益 剰 余 金	△92
		自 己 株 式	△37
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	391
		その他有価証券評価差額金	391
		新 株 予 約 権	21
		純 資 産 合 計	16,388
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	20,964

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	内 訳	金 額
営 業 収 益		638
受 入 手 数 料	151	
ト レ ー デ ィ ン グ 損 益	264	
金 融 収 益	135	
そ の 他 の 営 業 収 益	86	
金 融 費 用		11
純 営 業 収 益		627
販 売 費 ・ 一 般 管 理 費		947
営 業 損 失		319
営 業 外 収 益		155
営 業 外 費 用		4
経 常 損 失		168
特 別 利 益		2
固 定 資 産 売 却 益	2	
新 株 予 約 権 戻 入 益	0	
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 戻 入	0	
税 引 前 当 期 純 損 失		165
法 人 税、住 民 税 お よ び 事 業 税		3
当 期 純 損 失		169

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当 期 首 残 高	12,000	3,000	1,128	4,128	300	△91	208
当 期 変 動 額							
別途積立金の取崩					△300	300	—
剰 余 金 の 配 当						△131	△131
当期純損失 (△)						△169	△169
自己株式の取得							
自己株式の処分			△22	△22			
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)							
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△22	△22	△300	△0	△300
当 期 末 残 高	12,000	3,000	1,106	4,106	—	△92	△92

	株主資本		評価・換算差額等		新 株 予約権	純資産 合 計
	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有価証券 評価差額金	評価・換 算差額等 合 計		
当 期 首 残 高	△87	16,249	486	486	21	16,758
当 期 変 動 額						
別途積立金の取崩		—				—
剰 余 金 の 配 当		△131				△131
当期純損失 (△)		△169				△169
自己株式の取得	△0	△0				△0
自己株式の処分	49	27				27
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)			△95	△95	△0	△95
当 期 変 動 額 合 計	49	△273	△95	△95	△0	△369
当 期 末 残 高	△37	15,976	391	391	21	16,388

(注) 本計算書類の記載金額は、表示単位未満を切り捨て、比率の表示未満は四捨五入して表示しております。

独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

光世証券株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

池田剛士^印

公認会計士

北口信吾^印

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、光世証券株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第60期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則 第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は、相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月20日

光世証券株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役 小 河 伸 二 ㊞

監査役(社外監査役) 児 玉 憲 夫 ㊞

監査役(社外監査役) 村 形 聡 ㊞

以 上

株 主 メ モ

事業年度	4月1日から翌年3月31日
期末配当金受領株主 確定日	3月31日
定時株主総会	毎年6月
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
同事務取扱場所	大阪府中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
特別口座の 口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先 および照会先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 ☎ 0120-782-031 受付時間 平日午前9時～午後5時
公告の方法	電子公告とし、当社ホームページ(https://www.kosei.co.jp/) に掲載いたします。 ※やむを得ない事由により電子公告ができない場合は、日 本経済新聞に掲載いたします。

【株式に関する住所変更等のお届出およびご照会について】

証券会社等に口座を開設されている株主様は住所変更等のお届出およびご照会は、口座のある証券会社等にお申し出ください。

【特別口座について】

株券電子化前に「ほふり」(株式会社証券保管振替機構)を利用されていなかった株主様(証券会社等に口座を開設されていなかった株主様)には、株主様の権利を保全するために、当社が信託銀行等に口座(特別口座といいます。)を開設しています。

【株式の売買等について】

特別口座は証券会社等の口座とは異なり、そのままでは売買等を行うことができません。売買等をご希望される場合には、あらかじめ証券会社等に株主様ご本人名義の口座を開設(既に開設されている場合は不要です。)し、特別口座から証券会社等の口座への振替申請を行っていただく必要がございます。お手続き方の詳細につきましては上記、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社へお問い合わせください。

【未受領の配当金について】

株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申し出ください。